

平成 2 7 年度

第 3 回美幌町総合教育会議

と き 平成 2 8 年 1 月 2 1 日 (木) 午後 3 時 0 0 分
ところ しやきつとプラザ集団健診ホール

= 次 第 =

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 大綱の策定について 【資料番号 1】

(2) その他

4 閉会

美幌町教育大綱

(案)

～夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり～



平成27年 月

美 幌 町

I はじめに

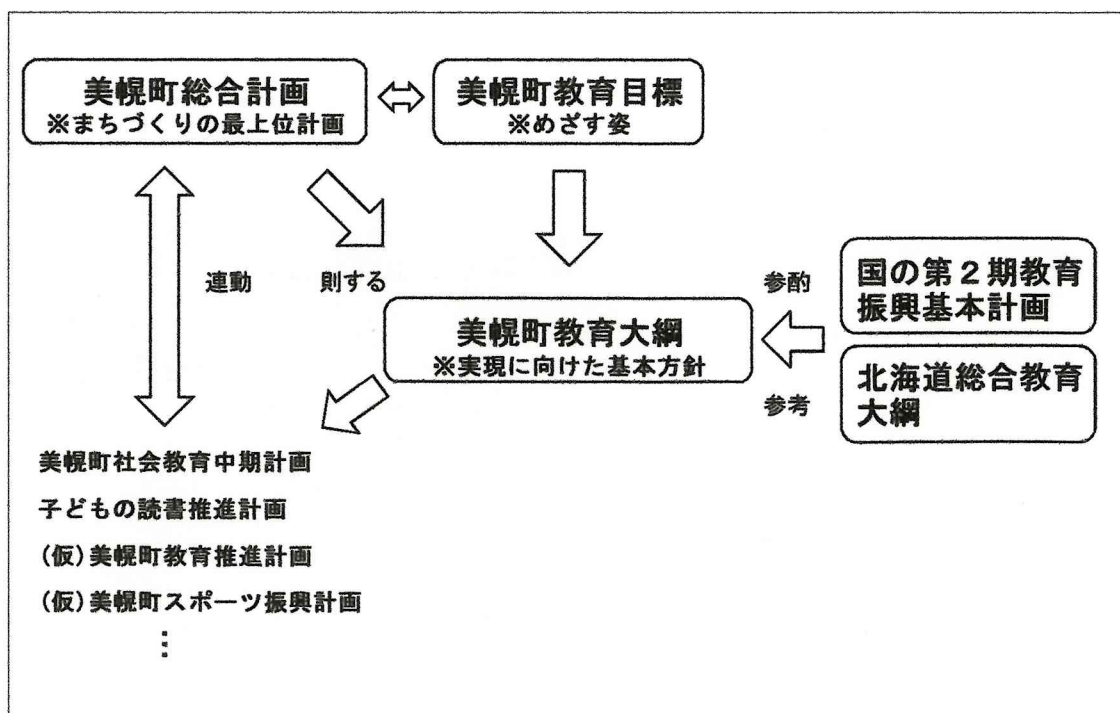
人口減少・少子高齢化、高度情報化に伴うグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会・経済情勢の変化に加え、地方主権型社会への進展もさらに加速しており、地域における教育の充実はますます重要になってきています。

このような状況のなか、美幌町の明日を担う人材を育成するため、ふるさと美幌で子どもたちが生き生きと学び育つことができ、あらゆる世代が生涯にわたり自ら学び、各人が学習の成果を地域社会で生かせるよう、美幌町の教育の基本である「美幌町教育目標」の実現をめざして、今後の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示す「美幌町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

II 大綱の位置付け

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、美幌町の教育がめざす基本目標や方針を明らかにするものであり、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。

こうしたことから、美幌町におけるまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」を踏まえて策定いたします。



※美幌町総合計画 … 本町におけるまちづくりの最上位計画で、第6期は平成28年から平成38年までの11年間の計画。将来像と、教育・民生など分野別の基本目標などを定めている。

◎将来像：「ひとがつながる みらいへつなげる ここにしかないまち、びほろ」

Ⅲ 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

ただし、国、道及び町の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等によりこの大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行います。

Ⅳ 美幌町の教育のめざす姿

美幌町教育目標をめざす姿と位置付け、その実現をめざします。

『人間性豊かな教育を目指して』

- ◎正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進する
- ◎明るく豊かな町づくりをすすめる社会教育を推進する
- ◎美幌町教育の発展と充実を期する教育行政を推進する

昭和58年2月制定

Ⅴ 大綱の基本目標

第6期美幌町総合計画における教育分野の教育目標を、大綱の基本目標として位置付けます。

『夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり』

Ⅵ 大綱の基本方針

1 学校教育の充実

学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育成するなど、「知育・体育・徳育」の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

(1) 幼児教育の推進

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児期における教育が充実するよう就園（入園）の機会を確保するための支援を行うとともに、質の高い幼児教育の推進に努めます。

あわせて、小学校教育との円滑な接続に向けて、認定こども園や幼稚園、保育園（所）との相互連携を進めます。

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

子どもたちが、変化の激しい多様な社会に適応し、生き抜く力を身に付けられるよう、学校間・校種間の連携を図りながら、一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導を行い、基礎的・基本的な学力の定着を図る教育を進めます。

あわせて、学校・家庭・地域と連携し、家庭における学習習慣と望ましい生活習慣の確立に努めます。

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で元気に生活できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、運動習慣や望ましい生活習慣を自ら身に付けさせるとともに、体力・運動能力の向上に向けた取り組みを進めます。あわせて、健やかな成長と望ましい食習慣が身につくように、関係機関と連携した食育を進めます。

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

子どもたちに、規範意識や自他の生命の尊重、自尊意識や他者への思いやりといった豊かな心を醸成させるよう、発達段階に応じた道徳教育の推進に努めます。あわせて、地域における自然体験や社会体験など様々な体験活動を通じて、地域の文化や産業などへの理解を深め、郷土を愛する心を育む教育の推進にも努めます。

(5) 教育相談体制の充実

教育相談や不登校対策の相談・指導体制の充実を図り、学校・家庭・関係機関との連携により問題解決に向けた取り組みを進めます。

また、いじめは、「どの子どもにも、どこの学校でも起こりうる」という強い共通認識を持ち、子どもに関わるすべての人が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて取り組みを進めます。

(6) 特別支援教育の充実

特別な配慮が必要な子どもたちには、その状況を的確に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な特別支援教育の充実を図ります。

(7) 信頼される学校づくりの推進

教職員の指導力や資質・能力の向上を図るため、積極的な研修への参加を促進するとともに、授業実践交流などを通して授業改善に取り組み、信頼される学校づくりを進めます。また、町指導主事による学習指導や教育課程などに対応する専門的事項の指導助言を行います。

あわせて、スポーツ・芸術分野などの外部講師による指導や地域資源（自然、環境、人）を活用した開かれた学校づくりを進めます。

(8) 高等学校との連携協力

多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設の充実を要請する取り組みを進めます。

町内唯一の高校を町民全体で支える気運を高め、町としての支援の在り方を検討します。

(9) 学校施設や良好な教育環境の整備・充実

安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の適切な維持管理や非構造部材の耐震化、学校及び給食センターの施設並びに備品の計画的な改修・更新等を進めます。また、急速に進展する情報社会に対応できるようＩＣＴ教育環境の整備・充実を図ります。

2 社会教育の充実

だれもが明るく元気でいきいきと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、芸術・文化活動への支援など、生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、活力ある生涯学習社会の構築を図ります。

(1) 青少年の健全育成の推進

次代を担う青少年の健やかな成長のために、家庭・学校・地域・行政がより連携を深め、「地域の子どもは地域で育む」環境づくりを進めます。あわせて、心身ともにたくましい子どもを育む体験活動の機会を拡充していきます。

(2) 生涯学習の推進

「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できる場と機会の充実に努め、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習の支援と、その学習の成果を地域に活かす取り組みを進めます。

(3) 芸術・文化活動の推進

芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いのある生活をめざします。また、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展をめざします。あわせて、町民が主体的に芸術・文化活動に親しむことができる活動に支援します。

(4) スポーツの振興

個々の体力や年齢、目的に応じて親しめるスポーツの振興を通じ、心身の成長を促し活力を与え健康保持や体力向上が図られるよう環境整備を進めます。

あわせて、トップレベルとして活躍できる人材を育成できるよう地域特性に合わせた環境も整備します。

(5) 社会教育施設や良好な教育環境の整備・充実

【マナビティーセンター】

町民の学習活動を支える拠点施設として、各団体やサークルの主体的な教育活動を支援するとともに、子どもから高齢者までを対象に各種講座や教室を開催して、学習機会の充実に努めます。

【図書館】

資料や情報提供など、直接的なサービスの充実に加え、子どもたちの読書活動の推進を図るとともに、多様化する町民ニーズに対応した運営に努めます。

【博物館】

子どもたちへの体験学習を提供するため、学校との連携を進めます。

あわせて、調査研究活動により教育資源の収集と保存に努めます。

【町民会館】

町民の地域活動や文化芸術活動の場であり、現町民会館部分の耐震化や老朽化などから改築を行い、地域活動や生涯学習の充実に努めます。